全労済協会

(全労済協会だより)

Monthly Note

vol. 135

2018年

4月号

Think Tank of Mutual aid

相互扶助を実践するシンクタンク

CONTENTS

- ▶2018年「退職準備教育のための研修会 コーディネーター養成講座」【東京開催】のお知らせ ———
- ▶連載コラム⑯ 「印紙税(文書課税)の概要について」———— 3
- ▶『実りあるセカンドライフをめざして』 (2018年版)を刊行しました ————2
- ▶自治体提携慶弔共済保険 「入学祝い金」のご請求のお知らせ — 4

- ▶全労済協会からのお知らせ-
 - ●2018年4月1日付人事異動
 - ●当協会への電話でのお問い合わせについて
 - ●当面のスケジュール

▶相互扶助事業(認可特定保険業)商品の紹介 —— 4

2018年「退職準備教育のための研修会コーディネーター養成講座」【東京開催】のお知らせ

当協会は、労働組合等における退職準備教育の普及・推進に向けてコーディネーターの養成を目的に、1992年から 研修会を開催しておりますが、本年も標題の研修会を開催します。

受講レベルごとに「基礎研修会」と「フォローアップ研修会」の2つの研修会を設定し、それぞれ1日ずつ開催いたします。詳細・お申し込みについては当協会ホームページよりご確認ください。皆様のご参加をお待ちしております。
※ 秋期の大阪開催は11月頃を予定しています。決まり次第本誌でご案内します。

〈【東京開催】概要〉

●対 象 者 労働組合の役員・担当者、書記局員、全労済プランナー等

●カリキュラム 退職準備・セカンドライフの「生き方」「生活経済」「年金」「雇用保険」「医療保障」「税金」など

●募集人数「基礎研修会」 50名程度 「フォローアップ研修会」 20名程度

●参加費「基礎研修会」 3,000円(昼食付)

「フォローアップ研修会」 1,000円

●開 催 日 時 「基礎研修会」 7月12日(木)10時00分~17時30分

「フォローアップ研修会」 7月20日(金) 13時00分~17時00分

●開催場所 新宿マインズタワー 15階会議室(渋谷区代々木/新宿駅徒歩5分)

詳細は当協会ホームページをご覧ください。http://www.zenrosaikyokai.or.jp

全労済協会



『実りあるセカンドライフをめざして』(2018年版)を 刊行しました。

●退職準備研修会・セミナー等のテキストとしてご活用ください

〈掲載内容〉

- ○定年後の生活を想像してみよう
- ○実際の生活設計に取り組もう
 - ライフイベント表やキャッシュフロー表を使用して、定年後の生活設計をしてみましょう
- ○暮らしの見直し方を学ぼう
 - 生命保険や住宅ローン等の支出の見直し、年金収入や働き続けるときの収入を考える
- ○定年直前の準備

年金・税金・健康保険・失業給付等の手続き、退職金の運用準備等を学び、準備しておきましょう

○望む暮らしをまっとうするために

人生のエンディングに向け、相続、介護等について考えましょう



テキストのお申し込みは、当協会ホームページにて承っています。

なお、テキストは1冊300円で、この2018年版のご提供より、テキスト代金を事前にお振り込みいただき、振り込み確認後にテキストを発送する方法に変更となります。

《お問い合わせ・お申し込み先》

当協会 HP、または 調査研究部まで。 TEL.03-5333-5127(直通)

全労済協会からのお知らせ・・・・・・

●2018年4月1日付人事異動

種類	氏 名	新所属・役職等	
	細川 学	経営管理部 部長	
転入	薬師神 重樹	共済保険部 次長 兼 契約管理課 課長	
転出	青木 茂実	全労済システムズ 管理本部 統括部長	

種類	氏 名	新所属・役職等		
内部異動等	澤田 和彦	調査研究部 部長		
	平信 陽子	調査研究部 研究普及課 主任研究員		
	星澤 好一郎	経営管理部 経営管理課 課長		
	足立 一英	経営管理部 総務課		

●当協会への電話でのお問い合わせについて

お問い合わせの内容別に担当部署への直通電話番号を設定しましたのでご利用ください。

お問い合わせの内容	直通電話番号	担当部署
◇シンポジウム・講演会、大学寄附講座、退職準備教育研修会について◇テキスト「実りあるセカンドライフをめざして」、研究報告誌について◇研究会等の調査研究活動について	TEL 03-5333-5127	調査研究部
◇法人火災共済保険 ◇法人自動車共済保険 ◇自治体提携慶弔共済保険	TEL 03-5333-5128	共済保険部
◇その他	TEL 03-5333-5126(代表)	経営管理部

【営業時間:土・日、祝日を除く月~金曜日 9:00~17:15】

●当面のスケジュール

日時	内容	備考
4月12日(木)	2017年度第2回運営委員会	
5月15日(火)	第163回理事会	
5月26日(土)	ほっかいどう講演会	会場:道新ホール(札幌市)
5月31日(木)	第56回評議員会	

コラム〉連載コラム⑩「印紙税(文書課税)の概要について」

業務上、契約書・覚書などの文書に収入印紙を貼るか否かで悩むこと等があると思います。

印紙税法上、契約書など20種類の文書には、収入印紙を貼り印紙税を納付します。例示文書を含め、 印紙税の概要について説明します。

1. 印紙税の性格(国税庁:税務大学校)

税大講本の第3編印紙税法では「印紙税は、 経済取引という現象をとらえ、取引によって生 ずる経済的利益に税源を求めようとするもので あるから流通税の一種であり、経済取引自体で はなく、経済取引に伴って作成される特定の文 書に対して課税するので文書税ともいわれてい る。」と印紙税の性格が記載されています。

2. 印紙稅法別表第1(課稅物件表)

(1) 印紙税が課税される文書

印紙税法で定められた課税文書に限られ、次の三つの全てに該当する文書をいいます。

- ①印紙税法別表第1(課税物件表)に掲げられている20種類の文書により証明される事項(課税事項)が記載されていること。
- ②当事者の間において課税事項を証明する目的で作成された文書であること。
- ③印紙税法第5条(非課税文書)の規定により印紙税を課税しないとされている非課税文書でないこと。
- (2)課税文書に該当するかどうかの判断

文書に記載されている内容について判断をします。単に文書の名称・呼称及び形式的な記載 文言によることなく、記載文言の実質的な意義 に基づいて判断します。

例えば、売掛金の請求書に「了」、「済」などの表示があり、その表示が売掛金を領収したという当事者間の了解事項に基づくものであれば「売上代金に係る金銭の受取書(第17号の1文書)」に該当します。

(3)他の文書を引用している文書の判断

原則として、引用している部分はその文書に 記載されているものとして、その文書の記載内 容を判断します。

(4) 仮契約書や仮領収書等

「仮」と記載しても、課税事項を証明するものは課税文書になります。

後日、正式な契約書や領収書が作成されるか 否かに関わりなく課税文書となります。

3.請負に関する契約書(第2号文書)

(1)請負の意義(民法第632条請負を準用)

当事者の一方(請負人)がある仕事の完成を 約し、相手方(注文者)が報酬を支払うことを 約して成立する契約をいいます。

講演、警備、機械保守など無形的な結果を目

的とするもの、公認会計士の監査契約なども請 負契約に該当します。

(2) 印紙税額

記載された契約金額が1万円以上100万円以下(200円)から50億円超(60万円)の11段階に区分されています。契約金額の記載がないものは、一律200円となります。記載された契約金額が1万円未満は非課税となります。

4.継続的取引の基本となる契約書(第7号文書)

(1)特定の相手方と継続的取引の基本契約書 特約店契約書、代理店契約書、銀行取引約定書、 信用取引口座設定約諾書の文書が該当します。

但し、契約期間が3ヶ月以内、かつ、更新に 関する定めがないものは除かれます。

なお、継続的取引の基本となる契約書に該当しないものでも、記載内容により請負に関する契約書(第2号文書)などに該当する場合があります。

(2) 印紙税額

1通又は1冊につき4,000円となります。

5.金銭又は有価証券の受取書(第17号文書)

(1)受取書の区分

金銭又は有価証券の受取書で売上代金に係るものと売上代金以外のものがあります。

(2)印紙税額

売上代金に係るもので、受取金額の記載があるものは、受取金額の区分に応じ、100万円以下(200円)~10億円超(20万円)の14段階に区分されています。受取金額の記載がないもの及び売上代金以外のものは、一律200円となります。

記載された受取金額が5万円未満及び営業に関しないものは非課税となります。

(注)公益及び会員相互間の親睦等の非営利事業を目的とする人格のない社団が作成する受取書は、営業に関しない受取書となります。

6.預貯金通帳等の取扱い(第18号文書)

(1) 通帳の種類

預金通帳、貯金通帳、信託通帳、掛金通帳、 保険料通帳があります。

(2) 印紙税額(1年ごとに200円)

所轄税務署長の承認を受けた場合、毎年4月 1日現在の預貯金口座数により申告納税し、その後、新たに通帳を交付しても、印紙税の納付 関係は生じないとされています。

信用金庫、労働金庫など特定の金融機関の作成する預貯金通帳は非課税となります。

詳細については、国税庁HP平成29年5月「印紙税の手引」を参照願います。

(執筆:税理士 関□邦興)

自治体提携慶弔共済保険「入学祝い金」ご請求のお知らせ

一年の季節の中で、人の動きが最も多くなる時期に入ってまいりました。

4月は特に、お子様の入学などといった、次のステージに進まれることが多くなってまいります。

そのような中、各サービスセンター等におかれましても、自治体提携慶弔共済保険の請求手続きが、通常の月よりも増加するのではないかと思います。

以下に、お子様の入学による、昨年度の年間支払件数と、4月・5月の支払件数の比較表を記載させていただきますので、参考にしていただき、ご請求忘れのないよう、お手続きをお願いいたします。

請求事由	2016 年度全体の支払件数	2017年		- 2016 年度内の比率	
胡水争由	(2016年6月~2017年5月)	4月	5月	合計件数	2010年長内の几率
小学校入学	7,006	1,110	3,834	4,944	70.56%
中学校入学	6,496	997	3,563	4,560	70.19%
高校入学	160	35	53	88	55.00%
大学入学	6	0	5	5	83.33%
合 計	13,668	2,142	7,455	9,597	70.21%

相互扶助事業(認可特定保険業)商品の紹介

当協会では、相互扶助事業として団体向け保険商品(以下の3商品)を取り扱っています。 各団体の保険加入状況等を再度ご確認いただき、当協会制度での保険料試算等、お気軽にお問い合わせ下さい。

【法人火災共済保険】



団体が所有する建物・動産が火災等の被害 を受けた場合にその損害をカバーする保障制 度です。

【法人自動車共済保険】



団体が所有する自動車が万一事故を起こし、賠償責任を負うことになった場合の保障 制度です。

【自治体提携慶弔共済保険】



全国の中小企業で働く勤労者の相互扶助・福利厚生を充実させるために勤労者福祉サービスセンター等が行っている給付事業をサポートするための制度です。

《 お問い合わせ先 》 共済保険部 TEL.03-5333-5128(直通)

受付時間:9時~17時15分(土日祝日を除く)

Monthly Note (全労済協会だより) vol.135 2018年4月

^{新:}全労済協会

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会

発行人:神津 里季生 編集責任者:柳下 伸

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階 TEL 03-5333-5126(代表) FAX 03-5351-0421

http://www.zenrosaikyokai.or.jp/

シンポジウム・研究会等 TEL 03-5333-5127 (調査研究部) 各種 共済保険 TEL 03-5333-5128 (共済保険部) (営業時間 土・日、祝日を除く月~金曜日 9:00~17:15)